

## 国内研修支援制度 Q & A

国内研修支援制度の施設登録をお願いしていますが、各施設から様々なご質問をいただいています。そこで、よくある質問に対する回答を作成いたしましたのでご参照ください。なお、この制度についての学会としての立場は以下のようなものになります。

『今までも、医局員が他の病院または大学に1週間ないし数か月程度見学に行きたい際には、研修希望者または研修希望者の上司が、相手先病院の口腔外科の責任者と直接交渉して、時期や内容を決めて、おそらく基本的には研修希望者の自己負担で行っていたと思います。今回の国内研修支援制度は、それと同じで、何も変わるところがありません。ただ単に、学会が研修先のリストを掲示して、研修希望者の自己負担の一部を学会が援助するというものです。交渉は従来通りご自分でやっていただくものです。学会が間に入って斡旋・仲介するものではありません。特に専門医を受験する前の若手の研修を資金面で支援するものです。つまり基本的には口腔外科を勉強したい若手希望者の積極性・熱意を学会がサポートするものと理解していただきたいと思います。』

### Q1

「受入れ施設は、研修志望者に給与を支払う必要がありますか？」

### A1

→給与を支払う必要はありません。臨床研修医ではありませんから雇用関係もありません。

例えば、A大学病院の若い口腔外科医がB大学病院で手術の勉強をしたいと考えたとします。その研修志望者はB病院と交渉して1か月間そこで手術の勉強をします。しかしその研修志望者はA病院の所属ですので、再びA病院に戻るようになります。

つまり、研修志望者を雇用するものではなく、研修志望者が、あくまで自分の意志によって他施設で勉強するものですから、基本的には研修志望者の自己負担となります。その自己負担の一部を学会が補助金として支援するものです。

### Q2

「どういう施設からどういう施設への研修を想定しているのですか？」

### A2

→口腔外科学会の研修施設及び准研修施設同士間を想定しています。そのため、手あげ方式として、よその施設の研修志望者を受入れても良いと考える施設は、学会に登録していただき、ホームページ上で公表するようにします。研修志望者はそれを閲覧し、行きたい施設があれば自分で交渉することになります。研修志望者は、自分の上司と相手先の上司（または施設長）の許可が必要となるでしょう。

### Q3

「研修対象者としてどういう人を想定していますか？」

### A3

→専門医を受験する前の若手の口腔外科医を考えています。大学の職階ですと助教まででしょうか。志

望者が多数の場合は、委員会で選考させていただきますが、選考が拮抗した場合、年齢の若い方が優先される可能性があります。

Q4

「予算 300 万円はどのように配分されるのですか？」

A4

→基本的な金額を決めようと思いますが、申請者数を見て決定したいと思います。できるだけ多くの希望者に公平に配分したいと考えているからです。しかし、例えば、九州から北海道への研修を希望する場合は、多少交通費を考慮するかもしれません。申請者数が多い場合は、研修内容や年齢等を考慮して選考したいと考えています。

Q5

「受入れ施設へ予算が配分されるのですか？また、受入れ施設に費用負担が発生するのですか？」

A5

→受入れ施設には配分されません。申し訳ありませんが、我が国の口腔外科医を育てるという善意にすぎるものです。

また、受入れ施設に費用負担は発生しません。研修中の白衣、机や更衣場所などの配慮も受入れ施設の事情にお任せしたいと思います。

Q6

「研修先での滞在施設（宿泊施設）はどうなるのですか？」

A6

→研修志望者をご自分で探すか、もしくは受入れ施設がその相談に乗っていただければと思います。もし、ゲストハウスのような施設の宿泊施設がありましたら便宜を図っていただけたらと思います。

Q7

「受け入れる側が研修志望者から費用を徴収しても良いのですか？」

A7

→研修志望者から必要経費を徴収するかどうかは受入れ施設にお任せします。ただし、徴収する旨を受入れ条件としてホームページ上で示していただきます。

Q8

「研修志望者にどこまでさせてよいのですか？」

A8

→研修志望者にどこまでさせるか、例えば見学だけなのか、手洗い・介助させるのか、執刀までさせるのか、などは受入れ施設の規則によるかと思います。執刀となると病院長の許可などハードルが高いかと思いますが、受入れ側の判断かと思います。

Q9

「受入れ施設になりたいと思うのですが、登録の際に『受入れ可能時期』を必ず提示しなければならないのでしょうか？適切な症例の有無によりますので、受入れ時期を限定しないようにしてほしいのですが。」

A9

→承知しました。受入れ可能時期は、後日、研修希望者と受入れ施設とが直接相談していただいて結構です。登録の際は、『要相談』のような項目を設けます。ただし、研修希望者は申請書提出の際には研修受け入れ施設との交渉が終了していることが必要になります。